公益財団法人日本オリンピック委員会　御中

公益財団法人日本パラスポーツ協会

日本パラリンピック委員会　　御中

誓　約　書

　当社は、貴会からご提供いただいた、第25回オリンピック冬季競技大会・ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会TEAM JAPAN選手団公式服装公募要領並びに作製要項等（以下「公募要領等」といいます。）に基づき、当社が提案する第25回オリンピック冬季競技大会・ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会TEAM JAPAN選手団公式服装案（以下「公式服装案」といいます。）に関し、以下の事項を誓約いたします。

１　公式服装案の作製にあたり、公募要領等の内容を理解し、これに従うこと。

２　公式服装案が、当社自ら創作するオリジナルの服装であって、本誓約書に署名する者の他に著作者、創作者は存在しないこと、及び、第三者が創作し、既に発表されている服装デザイン(インターネット上に公開されたものも含みます。)と同一又は類似のデザインではないこと。

３　公式服装案が、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等、又はその他の一切の権利を侵害するものではないこと、及び、広く知られている法人、団体、公的機関等の服装デザインと同一または類似のものではないこと。

４　公式服装案を第三者に開示しないこと（秘密保持義務を有することに同意した少数の者に開示する場合は除きます。）、及び、公式服装案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は自ら意匠の出願・登録手続を行わないこと。

５　貴会が公式服装案を第25回オリンピック冬季競技大会・ミラノ・コルティナ2026パラリンピック競技大会TEAM JAPAN選手団公式服装（以下「公式服装」といいます。）として採用することを決定した場合（貴会が公式服装案に一部変更を加えた場合を含みます。）、公式服装案に関する当社の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）、意匠権、商標権、商品化権、その他の知的財産権を含む一切の権利（公式服装案の原画等があれば、その所有権を含みます。）を、貴会に対し、譲渡すること。

６　貴会が公式服装案に一部変更を加えることができること、及び、公式服装案に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこと。

７　貴会及び貴会が指定する者が、公式服装について、意匠の出願・登録手続を行うことに同意し、各手続に協力すること、及び、貴会の要求がある場合には、貴会に対し必要書類を直ちに提供すること。

８　公式服装案が以下の各号のいずれかに該当する場合、貴会が、これを審査の対象から外し、また、公式服装として採用する旨の決定を無効とすることに異議がないこと。

①　本誓約書のいずれかの条項に違反した場合

②　公式服装案が政治的・宗教的・商業的メッセージを含む場合

③　公式服装案が反社会的な要素、誹謗中傷を含み、又は公序良俗その他の規定に反する場合

④　その他、公式服装案が公式服装として不適切であると貴会が判断した場合

９　貴会が公式服装案を公式服装として採用し、使用するにあたり、第三者が知的財産権その他の権利侵害を理由にクレームを申し立てた場合には、当社自らの責任と費用で当該クレームを解決し、一切の責任を負うこと、及び、貴会に生じた一切の損害について賠償すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

2025年　　月　　日

（住所）

（氏名／名称・代表者名）　　　　　　　　　　　　　　㊞